

アンシャン・レジーム期

フランス農業における資本主義的生産（上）

——パリ盆地中央部について——

是 永 東 彦

一 課 題

- 一 課 題
- 二 資本主義的生産の歴史的前提——二重の意味で自由な労働力をめぐって——
- 三 地主制の形成と構造
- （一）農民の保有地喪失と大土地所有
- （二）領主制の変質と地主制
- （三）地主制と農民層分解（以上本号）
- 四 資本主義的生産関係の拡大
- 五 結 言

フランス農業は、多分に国際比較の見地から、しばしば小土地所有と小農によって特徴づけられてきた。たしかに、イギリスや社会主義化以前の中・東欧諸国との対比において、かかる特徴を主張しうるのであるが、しかしかかる一般的特徴でフランス農業の性格を割り切ってしまうことはできない。かつてマルク・ブロックは十八世紀以降のフランス農業を大土地所有と小土地所有の並存として把握する見地を提起したが、たしかに農民的小土地所有と地主的大土地所有あるいは小農経営と資本主義的大経営という二元的構造による特徴づけの方が十八世紀以降の

フランス農業の実態にはるかにふさわしいといえよう。

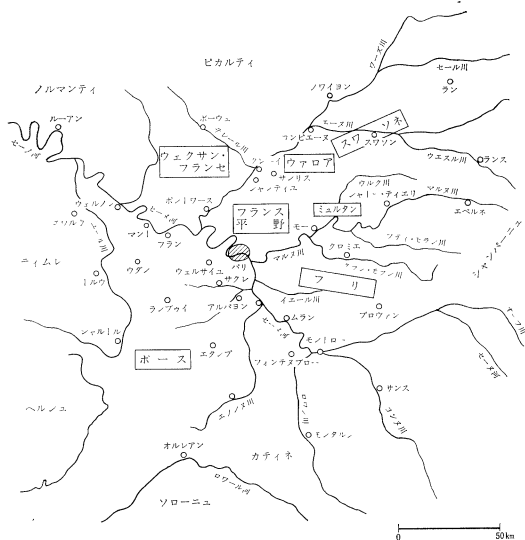
十九世紀後半以降のフランスにおいて、パリ盆地や北部の肥沃な平原地帯、例えばパリ盆地中央部ではスワソネ、ヴァロア、フランス、ミュルタン、ブリ西部、ボース、ヴェクサン・フランセあるいはパリからさらに離れてピカルディの一部、ヴェクサン・ノルマン、ユール平原等の地方が、穀物とてんさいを中心とする資本的大経営の支配によって特徴づけられることはある程度周知のところであろう。これらの大経営は、現代のフランス農業の重要な一環をなし、例えば最近のマンズホルト・ブランやヴェデル報告のごとき農業改革の議論において、モデルとして、あるいは考慮の基準としての意味をもつことになる。過去においても、これらの地方の大経営は、十八世紀後半のフィジオクラートやアグロノムによる「新農業」(agriculture nouvelle)の運動の現実的基礎をなしたし、十九世紀末の農業保護政策の最大の推進者でもあった。

このようにフランス農業において重要な意味をもつ資本家的経営は、従来、とくにわが国においては、必ずしも十分な評価が与えられてこなかったと考えられる。それはフランス農業を小土地所有と小農生産によってあまりにも一面的に特徴づける傾向が強かったことにおそらく由来するのであるが、実はフランスにおいても、この分野の地域史的研究が、たんに土地所有面を中心とするものから、資料的困難をこえて農業経営面にまで立ち入るようになったのは、比較的最近のことであるという事情もあつたであらう。しかし、現在では、パリ盆地中央部の資本主義的大経営については、とりわけ十数年前に発表されたP・ブリュネの研究とこれをスワソネについてさらに深化させた最近のG・ポステル・ヴィネの研究によって、十八、九世紀を通ずる発展過程をもかなり具体的に把握しうるにいたっている。

パリ盆地中央部平原地帯においては、十九世紀後半に根菜類（てんさい）の導入による新たな農法が確立し、これがその後における資本主義的生産の基礎をなしている。しかし、この新農法の確立は農業革命は、従来わが国フランス史家の一部がフランス農業について一般的に提起してきたシェーマ、すなわちフランス革命による独立自営的分割地農の創出とその後の両極分解というシェーマをもって、十分に把握することはできない。この農業革命に先行して、アンシャン・レژیム期を通じて、資本家的大経営が形成され、これが大革命を通じて生きのび、十九世紀における農業革命の推進者となったからである。実際、この地域における資本主義的生産の成立過程の重要な部分アンシャン・レژیム期に位置づけられなければならないであらう。以上のような観点から、本稿においては、アンシャン・レژیム期のパリ盆地中央部における資本主義的生産の生成過程を可能なかぎり具体的に明らかにし、その十八世紀段階の特質を考察することとしたい。

なお、パリ盆地中央部の地理的位置について簡単に説明しておこう（第一図）。通常、パリ盆地中央部という場合、ボースやヴェクサン・フランセ等を含め、セース、ワーズ、マルヌの大河川の流域に形成されたパリを中心とする平原を広く意味するのであるが、ここでは資料的制約から、セース、ワーズ両河川の間以北から南へ展開するスワソネ、ヴァロア、フランス平野、ブリ西部からなる三日月形の地帯を主要な対象としている。すなわち、エーヌ川の南北に広がるスワソネ、ワーズ川とマルヌ川との間のヴァロア、ミュルタン、フランスおよびマルヌ川とセーヌ川との間に位置するブリ西部である。この三日月形の東側は次第に丘陵をなしてシャンパーニュ地方に連なるが、この地方は、河川の沿岸地帯とともに、ぶどう栽培や畜産へ依存する中小農民が比較的残存する傾向が強いのに対して、三日月形の地帯は、ボースやヴェクサン・フランセ等とともに、平原地帯の穀物生産が一貫して重要な地位を

第1図 パリ盆地中央部



占める。この平原地帯は、おおむね、石灰岩層の上に厚いリモン (limon, 風化作用により形成したいわゆる黄土) が堆積し、過度の水分を含まない肥沃な土壌をなしているといわれる。

注(一) Marc Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, Tome 1^{er}, A. Colin, p. 154 et chapitre VII. 河野・飯沼訳『フランス農村史の基本的性格』二〇五頁および第七章。現代フランス農業を資本主義的生産様式と小商品生産様式の共存として把握する者としては、C・セルヴオランがある (C. Servolin, "l'absorption de l'agriculture dans le mode de producti-

on capitaliste," in *L'univers politique des paysans*, A. Colin, 1972)°

(2) P. Brunet, *Structure agraire et économie rurale des Plateaux tertiaires entre la Seine et l'Oise*, 1960; G. Postel-Vinay, *Recherches sur le développement du capitalisme en agriculture en France, sa voie classique, exemple du Soissonnais*, Thèse pour le doctorat du 3ème cycle, Fac. lettres, Univ. de Paris I, 1971.

二 資本主義的生産の歴史的前提

——二重の意味で自由な労働力をめぐって——

資本主義的生産の生成にとって、封建的な人身支配から自由であるとともに、生産手段から切り離されたマルクスのいわゆる二重の意味で自由な労働力の創出が歴史的前提となることはいうまでもない。アンシャン・レジーム期農業における資本主義的生産を論ずる以上、このような歴史的前提について触れないわけにはいかないであろう。農民と土地との中世的な原生的結合関係の解体は中世末からアンシャン・レジーム期を通じて徐々に進むが、この解体の基礎をなす農民の土地保有権の強化は、領主による人身支配権からの解放とともに、中世末期の領主制の変質の中に実現される。フランク王国の解体の中で再編・確立された中世後期のいわゆるバン領主権を基軸とするフランスの領主制においては、バン権力とは区別される一定の隷属民Ⅱ農奴(serf, homme de corps)に対する領主の人身支配権が存在した。領主はかかる人身支配権にもとづき、隷属民を土地に堅縛し、種々の負担義務(はじめは賦役が重要だが、十二世紀になるとシュヴァージュ《人頭税》、フォルマリアージュ《領外婚姻税》、マンモルト《農民死亡時の財産の取得あるいは保有地相続制限》などの賦課が重要になる)を課した。しかし、十三世紀になると、このような隷属民の負担義務は、人身支配権にもとづくものから、特定の保有地の属性とみなされるようになる。つまり、農民は、

かかる負担義務を課せられる特定の保有地を保有するかぎりにおいて、そのような負担義務を負い、その保有地を立ち去ればすべての財産を領主に没収されるが負担義務を免れるようになる。かつての人身支配権とそれにもとづく賦課権は、いわゆる「対物的」⁽¹⁾な性格をもつようになる。保有地を立ち去る隷属民に対する領主の追及権は消滅していく。それと同時に隷属民は、金銭を貯えれば、十三世紀以降には「自由」を買い取ることができるようになる。十三～十五世紀において、村単位の領主課税の定額化を内容とするいわゆる解放状と区別される身分的自由（これは当該保有地の隷属性を解消させる）⁽²⁾をもたらす多くの個別的な解放状が買い取られた。十三～十五世紀は、農奴解放の時代に相当する。⁽³⁾こうした十三世紀以降の中世末期においては、隷属性をもたらす特別の保有地をもつ領主は、その保有農が立ち去り、あるいは相続者なしに死亡して、後継者を補充しなければならない場合、当該保有地に付属する特別の負担義務を承認する農民にしかこれを委ねないことになる。そして、貧民のみが、かかる保有地を保有し、またこれを引き継ぐことになる。「十四世紀が近づくとともに、この隷属性の承認は、これが存在する地方においては、新たな農民プロレタリアの土地支配者に対する新たな経済的従属の最も明白な表現の一つとしてあらわれる」⁽⁴⁾。十六世紀以降のアンシャン・レژیーム期においては、かかる隷属性をもつ土地は、中世的遺制として若干の後進地域に例外的にしか存在しない。アンシャン・レژیームのフランスにおいて「圧倒的多数の農民は、人身的には完全に自由である。……農民は自由に移動し、社会的に昇進し、ブルジョアの地位に加わる事ができる」⁽⁵⁾という情況にあった。

農民の人身的自由を確立した十三～十五世紀は、同時に、農民の土地保有権が強化された時代でもあった。中世後期、パン領主権の保護のもとに村落共同体が強固に形成される中で、農民の保有地の世襲権は慣行化され強化さ

れる。そして、十三世紀以降の国王裁判権の発達のもとに、保有農の世襲権は判例によって強固にされ、「十六世紀には完全に慣習化されていたので、その後は異議をさしはさむことはできなかった」⁽⁶⁾。さらに、十三世紀以降、農民は保有地の売買、譲渡、担保設定等を行ないうようになる。こうした保有地の処分権の確立は、商品経済の浸透の中で、保有地を流動化し、農民層を分解させる基礎をなした。

十三世紀には、保有農レベルにおける保有地の売買があらわれ、また商品経済の浸透の中で借金の必要にせまられた農民が商人、高利貸、村の富裕な隣人のもとにはしるという現象が生じてくる。こうして農民層の分解メカニズムが始動しはじめるが、この中で重要な役割をもったのが、十二世紀にあらわれ、十三世紀に普及しはじめ、同世紀中葉以降一般化していくラントの設定 (constitution de rane) であった。そのシステムは次のようなものである。⁽⁷⁾

①自由地ないし保有地の農民は、貨幣または現物(とくに小麦)の形で毎年支払われる一定額のラントをその土地に設定し、この年支払額を五〇八%の利子率で資本還元した価格でもってその設定されたラントを売る。②ラントの買い手は、その価格に相当する金額をラント設定者に支払う代わりに、毎年利子相当額の収入(ラント)を得る。

③ラント設定者は、ラントを買い戻すことができるが、ラントの買い手はこの買い戻しを強制することはできない。しかし、後者はラントを再譲渡することができるので、ラントは流動性をもつ。④ラントの設定者がラントの支払いを怠ったときは、ラント所有者はラントの設定された土地を差し押えることができる。このようなシステムをもつラントの設定が十三世紀中葉以降、パリ地域に普及しており、アンシャン・レージュム期を通じて広範に存続した。少なくとも十三世紀後半になると、保有農は、保有地売買に対する譲渡税に相当する税を領主に支払うことを条件に、保有地にラントを設定する権利を獲得した。借金の必要にせまられた農民は、ラントの設定によって直ちに土

地を手離さずにすむが、こうして債務を負い、その保有地が事実上抵当に入れられるのであって、これは徐々に農民の土地喪失をもたらすのである。

フランス革命以前においては、中世からアンシャン・レジーム期を通じて、ローマ法的な土地所有権は存在しないし、厳密な意味で私的土地所有を語ることはできないであろう。しかし、中世末期以降、農民が保有地について世襲権のみでなく、売買等の処分権をも得るにいたったことは、きわめて重要な変化である。むしろ保有地の売買、譲渡、ラント設定などに対しては、保有地にいわゆる上級所有権をもつ領主による課税がなされた。また農民が保有地を売却しようとするとき、領主は先買特権をもった。このような事実は、保有地の処分権に対する一定の制約を意味することはいうまでもない。しかしながら、かかる制約は、保有地が売買され、農民が保有地を喪失していくことを阻止するものではない。保有農が保有地の処分権をも獲得するほどの土地保有権の強化は、「保有」を事実上「所有」に等しいものとしていた。ローマ法的範疇の適用を強いられた法律家も十三世紀以降、農民の土地保有を「所有」(propriété)とよぶにいたるのである。⁽⁸⁾

領主による人身支配権から解放され、移動の自由を獲得した農民が土地保有権の強化にもとづき保有地を失いに喪失し、地主制のもとに包摂される過程が、中世末からアンシャン・レジーム期にかけて進行するのであり、この点を次にパリ盆地中央部において考察しなければならない。

注(一) バン(Ban)とは、M・ブロックによれば、元来古ゲルマン語の「秩序」(ordre)を意味する言葉であったが、バン権力は、G・デュビイによれば、法概念的には、一定の支配領域に対する統治権力として、王権に由来するものとみなすことができる。バン権力を基軸とする中世後期フランスの領主制は、G・デュビイ等のフランス史家によれば、ほぼ以下のようなものであった(G. Duby, *L'Economie rurale et la vie des campagnes dans l'occident médiéval*)。十世紀の

フランク王国の解体とそれにつづく政治的アナルシーの中で、城塞(château)を中心とし、これを取りまく一定領域(G・デュビイによれば近代の郡 canton 程度の広さをもつ)に対する支配権をもつ新たな地方的政治権力が形成されてくる。かかる領域支配権Ⅱバン権力あるいはその権力のおよぶ領域がシャテルニー(châtellenie)とよばれるが、中世後期の領主制は、こうしたシャテルニーとして確立されたわけである。その城主Ⅱバン領主は、その領域内の村落共同体に対して、直接あるいは家臣団を通じて裁判権と警察・軍事権を行使し、その秩序維持をはかるとともにそれを支配する。かかるバン領主は、村落共同体の支配者Ⅱ保護者として、村落共同体を通じて農民を支配し、種々の賦課を行なったのである。ところでG・デュビイも指摘するように(*Ibid.*, pp. 402-3, 41)、「中世イギリスでは固有の意味でのバン領主制は発達しなかったといえよう。イギリス封建制の最盛期たる十一、十二世紀のマナーは、その所領が分散的で、一村落实体をカヴァーすることはむしろ例外であった。このため一村落到相異なるマナーに属す農奴たちが併存し、かかる農奴間に係争が生ずると、各自のマナーの法によってではなく、村の集会や自由民の「公けの法廷」(centaine)に提訴されることにもなる。自由民の法廷は、これがバン領主権により消滅したフランスと異なっており、ここでは王権の保護下に生命力を持ち続ける。中世イギリスの領主制は、村落共同体への支配力が弱く、村落共同体を通じて農民を支配する面よりも、農民の諸身分に応じて個別的にこれを支配する性格が強かったといえよう。これに対し、一定の領域的支配権にもとづき、村落共同体を通じてその構成員として農民を支配するバン領主制は、農民の諸身分を無視する傾向が強くなり、十一、十二世紀を通じて農民の身分差は実質的意味を失っていく。デュビイによれば、十一世紀後半以降、《servus》と《francus》あるいはこれに相当する言葉はフランスの大部分の地方で次第に用いられなくなる。

かかるバン領主権の発達のもとに、個々の領主(バン領主およびバン領主権をもたない中小領主)と保有農との関係も変化する。中世前期の古典荘園においては、領主はその保有地農民に対し人身支配権をもち、賦役を強制したが、ここでは人身支配権は保有地に対する支配権と一体をなし、不可分の関係にあった。だが、バン領主権の発達とともに、かかる個々の領主の保有農に対する人身支配権は、領域的支配権としてのバン領主権とその領民(バン領主の保有農でない者を含む)との関係に吸収されてゆき、個々の領主とその保有農との関係は、人身支配の関係が希薄になり、領主の保有地に対する貢租(主にサンス cens)の徴収権という物的関係に変化していく。いわゆる「対物権」(droits réels)と「対人権」(droits personnels)との分化であり、「地代荘園」(seigneurie rentière)への転化である。当時の著しい農業生

産力の発展にもとづく領主本領地経営の合理化と本領地の農民保有地への編入も、保有農による賦役の減少を促進した。「対物権」としてのサンス徴収権は、個々の領主の人身支配権により直接強制されるものから、パン権力とそれのもとに固定される慣行によって保証された保有地への権利という性格を強めていく。このためサンスの恒常的徴収が保有地に対する領主の権利の承認の意味をもち、たとえば遠隔地にある保有地の農民がサンス支払いを忘れ、領主がその請求を怠れば、領主・保有農関係が消滅することにもなる。パン領主権の発達がみられず、領主制の村落共同体への支配力の弱かった中世イギリスでは、個々の領主がその保有農に対する強い人身支配権にもとづき、重い週賦役を実現し、この意味で領主権が古典的な強靱性を維持していたのと対照的であった。

しかしながら、古典莊園的な領主の人身支配権がすべてパン権力のもとに吸収されたわけではない。パン権力とは區別された個々の領主の人身支配権に服する隷属民（homme de corps 体僕ともいわれる）が存在した。そのある者は領主屋敷に住み、ある者は屋敷外に定住する。かかる隷属民は、十一世紀においては、通常の保有農の負担する貢租や賦役とは区別された種々の労働奉仕（本領地の農業労働、領主屋敷内での家内労働や手工業）の義務を負い、領主にとって何よりも自由に利用しうる労働力として重要な意味をもった。パン権力をもたぬ領主に属するかかる隷属民は、パン領主の裁判権ではなく、当該領主の裁判権のもとにおかれる。だが十二世紀になると、隷属民はますます領主屋敷外に定住させられ、経済的独立性を高める方向に進む。同時に、パン権力をもたぬ領主のかかる隷属民への人身支配権は、パン領主権との間にしばしば生じた衝突を通じて、後者により次第に制限されていく。隷属民の負担も、本文で述べたように、労働奉仕という形から、シュヴァジュ、フォルマリージュ、マンモルトあるいは臨時的に徴収されるエード（*aid*）が重要になってくる。十三世紀には本文で指摘したように、かかる領主の人身支配権とこれにもとづく諸負担は、対物権化していくわけである。

以上のごとく、中世後期の領主制は、領域的支配権としてのパン領主権を基軸に、農民保有地に対するサンス徴収権および一定の隷属民への人身支配権が配置されるという構造をもった。いまこれを農民の剰余労働の搾取という面からみると、特徴的なことは、サンスが生産物ないし貨幣形態で固定され、停滞するのに対して、パン権力にもとづく収入が十二、三世紀の農業生産力の発展と商品経済の浸透の中で、最も増大する傾向にあった点であろう。デュビーによれば、十一世紀前半パン領主権の確立とともに、最初の重要な収入源となったのは領主裁判権による収入であった。だが同時に、

《marchandise》《gîte des chevaux》(軍馬維持のための干草やオート麦の徴収)ならに《moissonnage》(耕地安全確保の対価の名目で収穫物の一部の徴収)等の課税がなされる。十一世紀中葉には、農民世帯に対する兵士軍馬宿営義務(droit de gîte)、村落共同体に賦課される共同体保護税(taxe de protection, de «sauvement», de «garde»)があらわれる。同世紀末には、当初は城塞維持ついで城主の本領地経営のため、賦役(運搬や耕耘)があらわれ、また通行税(péage)や領主販売特権(privilèges commerciaux とくに banvin)が実施される。さらに領主施設(バン焼がま、压榨器等)の使用強制もあらわれる。臨時的に徴収されるタイヌ税もこの時期に始まる。十二世紀中葉、村の市場が活発化すると、商取引にも課税される。十二世紀を通じてバン領主の課税は次第に金納化、慣行化され、世紀後半にはタイヌ税も定額化されていく。こうした種々の収入源において、裁判収入と後にはタイヌ税がとくに重要であったといわれる。バン領主のかかる課税は、農民にとって保有地賃租たるサンスより明らかに重く、このためサンスを負担しない自由地所有者(alentiers)も保有農と同じ状態に陥ったといわれる。

- (2) G・フルカンによれば、パリ地域において、十三世紀後半の解放前に、農奴(serf)の全村民に対する比率は、すでに三分の一ないし五分の一で、過半に達しなかった。農奴解放は、パリ周辺では十三世紀に完了するが、その遅れたモー(Meaux)からメラン(Melun)といったブリ西部では十五世紀後半に行なわれる。その間にパリ盆地中央部で農奴は消滅する(G. Fourquin, *Les campagnes de la région parisienne à la fin du moyen âge*, pp. 160-173)。こうした解放は、すでに本来の人身支配権から保有地の属性となった隷属性を農民が買い取るといいう形で行なわれた。

- (3) G. Duby, *op. cit.*, p. 488.

- (4) 原書 P. Goubert, "Le paysan et la terre: seigneurie, tenure, exploitation," in *Histoire économique et sociale de la France*, T. II, PUF, 1970, p. 133 以下。《terres inamortables》とよばれるかかる土地を領主は十六世紀以降もはや解放しようとはしなかった。通常の農民保有地とちがって農民の土地保有権の弱いかかる保有地は、領主層が農民保有地の本領地への編入を指向するようになること、その対象となりうるからである。かつては農民を土地に緊縛した領主の人身支配権は、アンシャン・レジームでは、逆に農民を土地から切り離すテコ役をもつ権限に転化したことは十分注目しなければならぬ(M. Bloch, *op. cit.*, p. 117, 邦訳一六三頁)。

- (5) Henri See, *Esquisse d'une histoire du régime agricole en Europe aux XVIII^e et XIX^e siècles*, p. 15.

- (9) M. Bloch, *op. cit.*, p. 133. 邦訳一八一頁。
- (7) G. Duby, *op. cit.*, pp. 494-496; P. Goubert, "Le «tragique» XVII^e siècle," in *Histoire économique et sociale de la France*, T. II, p. 343. なお、かかるラント(*rente constituée*)は、法理論的には、特定の土地の上に設定された物権ではなく、その担保はラント設定者の一般財産であるとなされたともいわれるが(野田良之『フランス法概論』上巻、五二二頁)、G・デュビイやP・グベールによれば、それは実際には土地の上に設定され、土地によって担保されたとされている。現実には「常に不動産で担保された」(グベール)とすれば、ラント設定は事実上保有地の抵当入りを意味しよう。
- (8) M・ブロックは、「保有」≡「所有」の觀念の普及についてこうのべている。「ローマ法の範疇が否応なしに學者におしつけられた。所有者であるのは一体誰か、保有地の領主か、それとも農奴か。……眞の所有者を究明するのに學説は長い間ためらった。しかしながら、十三世紀以降、法律実務家たちが、また十六世紀以降、有名なデュムランのような著者たちが、所有者の資格を保有農に認める。十八世紀にはそれは一般の見解であった。賃租の収納を容易にするため領主所領管理者によって作成された一種の地籍簿である土地台帳においてさえ、賃租を課せられる土地の占有者の名が記載される欄の冒頭に、『所有者』*propriétaire* という運命的な言葉がふつう書きこまれていた。これは実際重大な意味をもつ言葉であり、保有農が自分の家屋と耕地に対し伝統的に行使してきた物権に内存する永代性の觀念を確認しかつ強化するものであった」(M. Bloch, *op. cit.*, pp. 133-134, 邦訳一八二頁。訳文は必ずしも邦訳書に従っていない。以下同様)。

三 地主制の形成と構造

(一) 農民の保有地喪失と大土地所有

中世後期のフランスは、農民保有地の拡大期であった。それは一方では、十、十一世紀に断続的分散的⁽¹⁾にあらわれ、十二世紀後半に最盛期をむかえる開墾運動⁽²⁾によるが、他方では領主本領地の農民保有地への編入によって実現された。領主本領地と農民保有地のバランスは、後者に大きく傾いたのであり、M・ブロックのいうように、領主

本領地の縮小とこれにともなう賦役の弱体化は、「十二世紀末のフランスの所領をそれ以前についていえば中世盛期のガロ・フランクの所領に対立させ、同時にまた当時についていえばイギリスおよびドイツの大部分の所領に対立させる際立った特徴」をなしていた。⁽²⁾ もっとも、本領地の縮小を過度に一般化することはできない。とくにパリ盆地中央部で重要な地位を占める教会領とくに修道院は中世後期を通じて本領地直接経営を維持したし、⁽³⁾ その他の所領についても、「十一、十二世紀において、本領地をまったくもたず、地代のみに依存する莊園を考えることはできない」⁽⁴⁾ からである。しかし、それにしても、十二、三世紀にはフランスの農業の重点ははるかに農民保有地にあったとみることができよう。パリ盆地中央部においても、大きな比重をもつ農民保有地と小さな比重しか占めない領主本領地からなる土地所有構造が存在したと推察される。

しかしながら、中世末期からアンシャン・レジームにかけて、このような中世的土地所有構造は少なくともパリ盆地中央部においては、著しい変化をこうむる。その変化の基本的方向は、農民の土地保有権の強化と保有地の流動化を基礎にして、広範な農民の保有地の喪失がすみ、一方において土地を集中した領主とブルジョアによって地主制が形成されるとともに、他方で、保有農は小作農に転化し、地主制のもとに包摂されるということである。

このような土地所有構造の変化の重大性を示すために、これがフランス革命前夜においてどのような帰結をもたらしていたかを、あらかじめ示しておこう。この時期の土地所有構成は、フランス史学によって、ある程度具体的に明らかにされている。アンシャン・レジーム末期において、フランス全体で、農民所有地（「保有地」と厳密にはいふべきかもしれないが、中世末以来、「保有」は事実上「所有」に近い内容をもっていたので、フランス史学の用語法に従ってこう呼ぶことにする）は、農地の少なくとも三分の一を占めていたと推定される。つまり、中世末以来、農民が世襲権だ

けでなく、売買等の処分権をもっている農民保有地は、もはやこれだけの比重しかたず、過半は農民ではない地主階級のもとにあつて、小作に出されていたわけである。⁽⁵⁾

フランス全体でみて農民保有地はこのような比較的小さな地位に落ちていたが、この点は、パリ盆地中央部にいては特に顕著であつた。

① フランス平野——二三のコミューンにおいて、一八二四年に、農民所有地は五・五%でしかなかった。したがつて、アンシャン・レژیム末期にも、数%でしかなかったと推察される。⁽⁶⁾

② ブリ地方西部——十八世紀初頭に、農民所有地は二割を占めていたので、アンシャン・レژیム末期には、さらにいくらか低下していたであらう。⁽⁷⁾

③ パリの南方(セーヌ河の西側)——十八世紀初頭、河川に近い教区では、農民所有地がかなり残っているが、平原地帯のぶどう園のない教区では、農民所有地はせいぜい数%であつた。⁽⁸⁾

④ パリ西方、パリ・ペルサイユ間——ルチスキの調べた九地区(subdélégation)では、革命前夜に農民所有地が一七%、ペルサイユ周辺ではほとんど消滅していた。⁽⁹⁾また、マンズの調べた Saint-Cyr 村では同時期に、農民所有地が一%、Velizy 村では五%であつた。⁽¹⁰⁾

以上の事例は、パリ盆地中央部のすべてをカヴァーしているわけではない。とくにスワソネが落ちている。ただスワソネの北東に隣接するラヌワ(Laonnois)の五一教区ではルチスキの調査によれば、農民所有地が三〇%とされているし、またスワソネとの境に近い Mons-en-Laonnois 村では一六%となつてゐる。⁽¹¹⁾他方スワソネの南西に隣接するフランス平野では上述のごとく農民所有地は数%でしかなかった。後者の場合に比べると、ブルジョアの

土地取得はスワソネでは遅れていたともいえようが、他方ここでは教会領がより大きな地位を占めている。さらに後述のごとく、十八世紀後半のスワソネの平原地帯の若干の村 (Cutry, Ambrief, Branges, Sacoine) では、農民の自作地は耕地全体の数%しか占めず、河川の沿岸の村 (Pernant) でも自作地が三割程度である。農民の地主化には大きな限界のあったスワソネでは、この比率は農民所有地の比率に近いものであったとみる事ができよう。

ともかく、こうしてパリ盆地中央部の平原地帯においては、革命前後における農民所有地の比重は、フランス全体の場合よりはるかに小さく、二割を上回るのはむしろ稀で、数%にすぎない場合もけっして少なくなかったといえよう。換言すれば、八、九割の土地は、聖俗領主やブルジョアの所有地として小作に出され、地主制を形成していたのである。

中世後期との対比におけるアンシャン・レージュム末期のこのような土地所有構造の深刻な変化は、どの時代に実現されたのであろうか。四〇年前、M・ブロックは、「ばかげた仮定であるが、もし大革命が一四八〇年頃に起ったとしたならば、その革命は領主的負担を廃止することによって、土地をほとんどもっぱら多数の小土地占有者にゆだねることになったであらう。しかし、一四八〇年から一七八九年までに、三世紀が経過しており、この間に大土地所有は再建されていた⁽¹²⁾」と書いた。つまり、百年戦争終了後の十五世紀末からアンシャン・レージュムの全期間を通じて、農民保有地の犠牲のうえに大土地所有の地主制が形成されたというのである。しかし、現在のフランス史学の研究水準からすれば、少なくともパリ盆地中央部においては、その形成過程は、農民の土地保有権の強化された十三世紀から徐々に始まり、十五世紀末から十七世紀末にかけて最盛期をむかえ、十八世紀には再びテンポを低めたというべきであらう。G・フルカンは、パリ周辺におけるブルジョアによる農民保有地購入の出發時点を

ルイ聖王の治世(一二二六～七〇)に求めており、また十五世紀末のフランス平原には、パリその他のブルジョアの所有地が無視しえないものとなっていた。⁽¹³⁾十三世紀以降、農民の土地保有権の強化のもとに、保有地が流動化しはじめれば、保有地が領主、ブルジョア、さらに富裕な農民のもとにさえ移動する動きは当然にあらわれる。しかし十三～十五世紀においては、それは逆の動きによってある程度相殺され、⁽¹⁴⁾緩慢に進んだとみられる。他方、十八世紀における農民の保有地喪失の緩慢化は、パリ盆地中央部の平原地帯において、すでに十七世紀末までに、農民保有地が著しく減少してしまったためである。上述の事例のごとく、ブリ地方西部においても、パリの南方(セーヌ川西側)においても、十八世紀初頭には、農民所有地の比率は二割ないし数%でしかなかった。スワソネの平原地帯においても、ポステル・ヴィネによれば、農民の保有地の喪失と領主・ブルジョアによる土地集中運動は十八世紀初頭まで著しく進展し、十八世紀初頭からは、この運動が後退するといわれる。⁽¹⁵⁾ちなみにフランス全体についても、アンシャン・レジームの最後の一世紀間における諸階級別土地所有構成の変化は著しいものではなかったようである。⁽¹⁶⁾この点はともかく、十八世紀のパリ盆地中央部においては、後述のごとく、大フェルミエの主導下に資本主義的生産の発展がみられるが、ここでは賃労働者が完全なプロレタリアとしてではなく、一定の生産手段をもつ貧農・半プロレタリア層として存在するのであり、穀作中心の大経営に適さない谷間や丘陵地帯を中心に、農民所有地は一定の限界内で存続する傾向をもつのである。こうして十三世紀から大革命までの五世紀にわたる農民保有地の喪失過程において、十五世紀末から十七世紀末までの二世紀は、それが最も急激にすすんだ時期であったということができる。

さて、農民の保有地喪失の過程は、同時に、領主やブルジョアのもとに土地が集中される過程でもあった。十五

世紀末から十六世紀を通じる世界的商業の発達と経済的好況のもとに台頭したブルジョアジーは、小都市や農村の中小ブルジョアを含めて、土地集中運動を展開する。領主も同じく土地集中によって本領地を拡大し、またとくに十六世紀には大土地所有者となったブルジョアの領主階級への大量の流入がみられる。中世末以来、領主とブルジョアの兩階級の境界は流動的になっていった。ところで、領主やブルジョアはどのような方法で土地を集中したのであるうか。領主の場合、後述のごとく、領主権の行使や乱用により農民保有地や共有地を奪うという方法も無視しえないが、かかる方法がきわめて重要な役割をもつ条件は、フランスにはなかった。領主本領地の再建は、多くの場合ブルジョアの土地集中と同じ方法でなされた。アンシャン・レージュムを通じて、パリ盆地中央部の多くの農民は、債務を負い、あるいは保有地にはラントの設定がみられるが、領主やブルジョアは、こうして徐々に没落する農民の保有地を、購入や抵当流れ（ラントの設定は抵当入りを意味し、ラント支払い不履行の際は差し押えられる）によって徐々に取得していった。領主やブルジョアの土地集中において、こうした商品経済的な方法が中心的役割を果たしたのである。⁽¹⁷⁾

領主やブルジョアによる土地集中は、大土地所有を形成していく。しかし、十七、八世紀のパリ盆地中央部にいて大きな地位を占める大土地所有のすべてが、中世末以降のかかる集中運動によって形成されたのではない。領主とくに教会領の大土地所有は、しばしば、中世後期を通じて生き延びた領主本領地を起源とし、これに新たに取得した土地が付加されたものである。百年戦争前の領主本領地の直接経営は、パリ地域において、百ヘクタールをこえるものは稀で、大規模のもので数十から百ヘクタール程度が普通であったとみられるが、大領主とくに教会領はいくつかの直接経営をもつこともあった。⁽¹⁸⁾ いずれにしろ、耕地については、大土地所有といってもせいぜい数百

ヘクタールの規模のものであった。そして、この点では十七、八世紀においてもほぼ同様であり、経営規模では、後述のごとく百ないし二百ヘクタールの規模がパリ盆地中央部で標準的となってくるが、土地所有面ではせいぜい数百ヘクタールの程度である。そして、土地集中運動を展開する領主やブルジョアの土地所有がすべてかかる大土地所有に達するのではなく、数十ヘクタールさらには農民的所有地と変わらない小規模のものまで含みつつ、いわばピラミッド型の構造を形成する。これは混在耕地制のもとに分散的に存在する農民保有地を、イギリスのごとく暴力によることなく、上述のような方法で、ねばり強く徐々に取得していったという土地集中過程の特殊性に由来する。こうした土地所有規模の多様性に応じて、地主階級も、数百ヘクタールの大地主から、数十ヘクタールないしそれ以下の小地主までを含むものとなるのである。

ところで、十六、七世紀を通じ、農民保有地の犠牲のうえに拡大した領主本領地やブルジョアの所有地が地主・小作関係を展開するのは、ブルジョアがその所有地を小作に出すことはともかくとして、領主本領地がブルジョアの所有地と同様の地主制を形成する点は、領主制との関係においてその意義を考察しておかなければならない。なぜなら、領主本領地に形成される地主・小作関係は、もはや本来の領主制的関係ではなく、ブルジョア地主の場合と同じく私的な契約関係に他ならないからである。アンシャン・レジームの領主の経済的基礎は、領主—保有農という本来の領主制的関係を通ずる直接生産者の剰余労働—生産物の搾取から、私的契約関係としての地主・小作関係に大きく移行し、また領主権も、一定の限度内においてであれ、本領地の拡大とこれにもとづく地主制の拡大に利用されるのである。この点を次に領主制の変質との関係において考察することにしよう。

注(一) 十一と十三世紀の開墾運動は、西ヨーロッパ全体の現象であったが、パリ盆地中央部は、十二世紀後半開墾によって最

も著しい変貌をとげた地域であった。これによって耕地が拡大され、多くの村が創設された(当時新設された村は、*Henneux*『《新しい村》等の名称をもち、それらは現在でも多数存続している)。この開墾の主な担い手は、しばしば修道僧と信じられてきたが、デュビイによれば、とくに十二世紀後半の開墾最盛期では、領主のイニシアティブによるものが多い(*G. Duby, op. cit., pp. 145-147*)。

(2) *M. Bloch, op. cit., p. 95*, 邦訳一三五頁。

(3) 教会領は、一方で本領地の農民保有地への編入を行なったが、他方で寄進、購入、開墾によって多くの土地を入手したので、後者が前者をかなり相殺した。パリ盆地中央部における教会領本領地の農民保有地としての分与につき、*P. ブリユネ*は、これが次のように選択的に行なわれる傾向にあったとの興味深い仮説を提起している。すなわち、スワソネや北ヴァロアのごとく、河川の谷間に沿って集村が発達し、平原では教会領の大農場 (*granges*) が孤立する形で点在するという谷間と平原との対照の著しい地帯では、農民保有地は谷間に近い砂質で簡単な農具で耕作しうる軽い土壌の土地に創設され、平原の重くて耕にくい、だが肥沃な土地は本領地として維持される傾向にあったというのである(*P. Brunet, op. cit., pp. 439-440*)。なお、当時の新宗派たるシスター派 (*Cisterciens*) やプレモンテ派 (*Prémontrés*) の修道院は、労働重視の戒律のもとに、所領の直接経営が義務化され、雑役修道僧 (*frères convers*) を主な労働力としてこれを維持した。これらの宗派の修道院をはじめとして、教会領は、カロリング時代から引き継いだ本領地あるいは新たに入手した土地において、本領地直接経営を維持したのである(*P. Brunet, op. cit., pp. 438-441* ; *G. Duby, op. cit., pp. 384-395*)。

(4) *G. Duby, op. cit., p. 419*.

(5) アンシャン・レジーム末期の土地所有構成は、貴族、聖職者、ブルジョア、農民の四階級分類の観点から多くの地域研究が数十年來積み重ねられてきたが、*E. ラブルース*は、現在でもフランス全体については、*G. ルフェーヴル*の時代の推定が変更されていないと考えている(*E. Labrousse, "Aperçu de la répartition sociale de l'expansion agricole," in Histoire économique et sociale de la France, T. II, P. U.F.*)。ラブルースによれば、アンシャン・レジーム末期フランスの土地所有構成は、貴族二五%、聖職者一〇%、ブルジョア二五%、農民は少なくとも三分の一、共有地五%以上と推定される。ただし、ブルジョアの二五%には、農村や小都市の職人等の直接経営される零細所有地、さらには農民

でもないが本来のブルジョア(貴族でない官吏、自由業者、商人、真のランティエ)でもない者の零細所有地が含まれるので、これらを除くと一五〜二〇%と推定されている。この後者をとると、地主的土地所有は五〇〜五五%となる。共有地を除いて考えれば、地主の土地と農民のそれとは、ほぼ六対四の比率になろう。ただ、ラブルースは、五〇〜五五%の比率は、十九世紀を通ずる農民的所有の前進の後、十九世紀末の小作地が五〇%を占めていたことから、むしろ過小評価されてゐるとみなしている。なお念のため、この「所有」の捉え方は、下級所有権 *propriété « utile »* を基準とするもので、たとえば領主の所有地には、領主が上級所有権 *propriété « éminente »* をもつにすぎない農民保有地は含まれていないことを付言しておく。

- (9) P. Brunet, *op. cit.*, p. 417. (M. Coquery の研究による)。
- (7) *Ibid.*, p. 416. (M. Mireux の研究による)。¹⁾ 十八世紀初頭、この地域の農民以外の所有地構成は、貴族四〇%、聖職者二〇%、ブルジョア二〇%とわづかふ。
- (8) M. Venard, *Bourgeois et paysans au XVIII^e siècle*, S. E. V. P. E. N., pp. 28-29.
- (6) G. Lefebvre, "Répartition de la propriété et de l'exploitation foncières à la fin de l'ancien régime," in *Études sur la Révolution française*, P. U. F., p. 304.
- (9)(二) *Ibid.*, p. 299.
- (2) M. Bloch, *op. cit.*, p. 154. 邦訳二〇五頁。
- (13) G. Fourquín, *op. cit.*, pp. 94-96, 520-521 et 525.
- (14) 十三世紀の領主本領地は、直接経営の困難によつて農民保有地に編入される動きを示す場合があった。しかし、これは十二世紀に比べ衰えており、また土地の購入、寄進、開墾等の本領地拡大要因によつて相殺された (G. Duby, *op. cit.*, pp. 507-509)。十四、五世紀には、疫病や戦乱による農村の荒廃の中で、農民保有地の新設の動きがでてくる。しかし、これは保有農の逃亡や死亡により保有地が領主の手にかえされる動きの中であられる。いずれにしろ、十三〜十五世紀は、相反する動きが相殺しあい、農民の保有地喪失は緩慢にしか進まなかったと推察される。
- (15) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, 1^{ère} partie, chapitre 1.
- (16) 例えば P. グベールは、革命前夜と十七世紀後半の土地所有構成を論じつつ、十七世紀と十八世紀において土地所有

構成はほとんど変化しなかったと信じ（確認ではない）てよい理由がある。もし後退した階級があったとすれば、それは農民である」と述べている（P. Goubert, "Le paysans et la terre...", *op. cit.*, p. 135）。

- (17) この点、M・ブロックはこうのべている。「大土地経営が領主の手で再建されたのは、主として、より正常な方法——購入、交換——による緩慢な集中を通じてであった。この点では、かれらの行為は、富裕階級の他の多くの成員たち、すなわち貴族から平民を区別する動き易い境界の内側になお留っていたブルジョア、あるいはブルジョアの生活様式を常に採用しようとしていた大農たちが同じ時期に行なった同様の行為と区別できないものであった」（M. Bloch, *op. cit.*, p. 141, 邦訳一九〇頁）。

- (18) G. Fournier, *op. cit.*, 1ère partie, chapitre II ; P. Brunet, *op. cit.*, 3e partie.

(二) 領主制の変質と地主制

中世後期のシャテルニー＝バン領主制は、十三世紀以降の国王や諸侯という王権の発達を契機に変質していく。

王権の発達には、バン領主の権力を蚕食し、後者から軍事権や重罪裁判権を奪い、また当初は不規則であれ課税を行なうようになる。バン権力は上級権と下級権に分離し、前者は王権に吸収されていく。この過程は、十三世紀の商品経済の発達にともなう領主層の生活奢侈化による財政難によっても促進された。王権による奪取を免れた下級バン権（下級裁判権、経済規制や村落共同体秩序維持の権限等）は、分割され売買されるようになる。下級バン権の分割はしばしば村落共同体の単位でもある教区に適応した形でなされ、いわゆる村の領主を形成していく。こうして解体・再編過程を歩みはじめた領主制は、十四、五世紀の黒ペストや戦乱によって、とくにこれにともなう人口減少と農村の荒廃によって、深刻な打撃を受け、多くの領主の交代がみられた。かかる中世末のいわゆる「領主制の危機」を通じて、上述のごとく、領主の農民に対する人身支配権はほぼ完全に消滅してしまう。同時に、農民の土地

保有権は事実上所有権に近いものとなり、領主の上級所有権にもとづく保有地貢租（サンズ）は名目的な額にすぎず、その経済的意義を著しく低下させてしまう。農民は、人身的に自由となり、経済外的強制によって土地に緊縛されるものではなくなる。このような農奴制の消滅は、アンシャン・レジーム期の領主制の性格を理解する場合、きわめて重要な意味をもつと考えられる。十五、六世紀において、ブルジョアジーの領主層への大量流入を背景として、領主制は、ますます強化される王権のもとに再編されるが、このアンシャン・レジーム期の領主制は、中世後期のそれに比べ、著しく変質した性格をもつものとなったのである。

アンシャン・レジーム期の領主制の変質については、従来、例えば「君主国家においてもはや一私人（un particulier）でしかない領主」（M・ブロック）、「領主権は私的権利としての性格を賦与され」「国家体制内における『特権』と化する」（柴田三千雄氏）、「領主権は、権力から権利へと変質し、……王国私法秩序の一端をにな（う）」（木村尚三郎氏）等の表現で認められてきたところである。⁽¹⁾ フランス史学の支配的見解を代表するこのような、要するに私的権格をもつ領主権という規定は、一体いかなる意味をもつのであろうか。ここではむしろ、王権との関連のもとに、公的権力としての王権との対比において領主権の私的権格が主張されている。たしかに、王権のもとに、領主権が自立的な政治権力たる性格を失い、王権に支えられた存在となっていることは明確である。しかし、農村において、村の領主は、相続、購入、譲渡により取得した下級パン権にもとづき、種々の経済規制のほか、裁判を行ない、村落共同体の秩序維持（軽犯罪の処罰、放牧や耕地に関する係争の処理、時には農耕スケジュールの決定、土地の売買、交換、贈与、相続の登記等々）を図るという社会的機能を遂行した。⁽²⁾ かかる社会的機能にもとづき領主は、村落共同体を支配する。この点では、中世後期のパン領主が果たした村落共同体の保護者＝支配者としての機能と同じにみえ

る。だが他面において、村落共同体および保有農との関連において、アンシャン・レژیームの領主権は、中世後期のパン領主権とは異なる意味をもった。後者が村落共同体の保護者としてその慣行の固定化・強化に寄与する役割をもったのに対して、前者はそれとは逆に、機会さえあれば、可能なあらゆる手段をもって、共有地や農民保有地を奪って自己の本領地に組み入れ、私有財産としての土地の集中を図ろうとした。すなわち、まず第一に共有地については、十六世紀以降、領主の共有地への攻撃が激しくなり、王権も十七世紀後半から共有地分割を認める方向にむかい、共有地の一部分ないし全部を領主が取得する動きがあらわれる。第二に農民保有地については、領主のマンモルト権が例外的に存在する場合、これは直系相続者を欠く農民保有地の取得を可能にする。そして上述のごとく領主は十六世紀以降かかる保有地取得を可能にするマンモルト権の保有農による買い戻しを拒否するようになる。またマンモルト権の存在しない場合でも、領主は所領管理を強化し、古い権利の復活や権利の乱用によって、いくらかの農民保有地を取得することは少なくなかった。さらに領主は、所領に属す保有地が売りに出される場合、先買特権をもち、これは領主の土地集中に寄与したのである。要するに領主の本領地の拡大には、種々の領主権の行使ないし乱用が一定の役割をもちえたのである。⁽³⁾

このことは、中世的な重層的な土地所有権構造の内的矛盾すなわち上級所有権と下級所有権の対抗関係の発展を意味するものにほかならないであろう。上級所有権にもとづく保有地貢租とくにその一般的形態としてのサンスが低水準に固定され、経済的価値を喪失していったことは、この矛盾の表現であった。アンシャン・レژیームの領主権は、かかる事態において、村落共同体とそのものにおける農民と土地との結合関係いいかえれば領主制の本来的基礎そのものを切り崩していくという歴史的方向性をもたざるをえなくなる。⁽⁵⁾このことは、領主権の行使が資本の原

始的蓄積の一段という意味をもちはじめたことを意味する。G・デュビイは、百年戦争後の領主制を論じつつ、「十五世紀末のフランス農村では、村落共同体は、もはや領主権力によつて維持され導かれてはいなかった」と述べているが、この指摘はアンシャン・レژیーム期についても有効であろう。その反面、絶対王政は、農民の土地保有権を事実上の所有権として認定しつつ、村落共同体と農民保有地を領主の攻撃から保護する役割をもつにいたるのである。

もちろん、イギリスとちがつてフランスでは、原始的蓄積の手段としての領主権の行使は著しく制限されていた。それは絶対王政の農民保護政策によるだけではなく、より基本的には、中世後期を通ずる村落共同体の緊密化とそれらにおける農民の土地保有権の強化という歴史的條件のもとに、十四、五世紀以降のイギリスの毛織物業のごとき国民的産業の発達をもちえなかったという事情に由来するといえよう。しかし、こうした制限のもとであれ、領主権が行使されるかぎりにおいて、それは村落共同体の慣行を侵害し、共有地や農民保有地を奪い、原始的蓄積を進める一定の役割をもちえたのである。アンシャン・レژیーム領主制の中世後期との対比における変質つまり領主権のいわゆる私的性格の基本的意義は、こうした村落共同体と農民の土地保有に対する領主権の敵対的方向性の中に求められなければならないであろう。そして、このことは、中世末における上述の農奴制の消滅という事態に対応した領主権の性格変化であったといつてよいのである。

領主権の性格がこのように変化するのに対応して、領主本領地は農民保有地と厳格に区別されるものとなる。拡大する領主本領地は、中世後期におけるごとく農民保有地に編入されることはなくなり、領主―保有農という本来の領主制的関係の外部に転置され、たんなる私的契約にもとづく地主・小作関係を形成することになる。領主本領

地を定期小作に出す動きは、大領主においては、十三世紀にはじまる。パリ盆地中央部 (Ile de France) の修道院も、十四世紀初めから本領地を小作に出しはじめる⁽⁷⁾。大領主の本領地の直接経営は、十三世紀から雑役修道僧の補充が困難になる修道院のそれを含めて、中世末期には雇用労働に依存するようになるが、当時の東ドイツ、西南ドイツの一部地域のごとく農奴制的関係を利用しえないフランスにおいては、労働力の確保の困難から転換をせまられ、次第に小作に出されるようになるのである。十五世紀末以降、本領地の小作は、中小領主にもみられるようになり、領主の本領地は、ブルジョアの土地とともに、地主・小作関係を広範に展開することになる。こうしてアンシャン・レジームの領主の経済的基礎は、それ自体領主制的関係とはいえない地主・小作関係に大きく移行するのであるが、このことは上述のごとき農奴制の消滅と領主権の私的性格の強化という領主制の変質の必然的帰結であったといわなければならないであろう。⁽⁸⁾

注(一) M. Bloch, *op. cit.*, p. 139. 邦訳一八八頁。柴田三千雄『フランス絶対王政論』一〇八頁、木村尚三郎『フランス社会の形成』(井上幸治編『フランス史』新版、山川出版社)一三六頁。

(二) 例えは P. Goubert, *op. cit.* 頁 249。

(三) M. Bloch, *op. cit.*, chapitre IV; P. Goubert, *op. cit.*

(四) 例えは十八世紀のスワソネにおいてサンスは平均ヘクタール当たり七スウであった (G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 32)。当時の小作料は、後述のごとく(第五表参照)、ヘクタール当たり二〇〜四〇リーウルであり、かりに二〇リーウルをとっても、サンスは小作料の五七分の一の水準ではない。比較的限制された保有地にのみ課せられたテラージュ (terrages) は現物賃租で重く、収穫物の一分の一であった (*bid.*, même page) が、それでもヘクタール当たり粗収入二〇〇リーウル (P. Brunet, *op. cit.*, pp. 368-369) と仮定すれば、一〇リーウル弱となり、小作料水準よりはるかに低いといえよう。なお、フランス全体について、P・グベールによれば、テラージュと同義のシャンパールは、収穫の三分の一から九分の一の水準が多かったとされ、これは比較的後の時代に開墾された土地、あるいは耕地に(たとえ数年間でも)転化アンシャン・レジーム期フランス農業における資本主義的生産(上)

される共有地に適用されたことである (P. Goubert, *op. cit.*, pp. 125 et 132-133)。

- (5) 領主権のかかる歴史の意味は、イギリスの第一次エンクロージャーにおける「封建的権力が封建体制の破壊のために発動されるというパラドックス」(大内力『農業経済学序説』一四八、一六〇頁)と同じものであろう。現実には、フランスでこのパラドックスが大きな役割を果たす条件に欠けていたが、当時の領主制の理論的把握には、重要なポイントをなすと考えられる。

- (6) G. Duby et R. Mandrou, *Histoire de la civilisation française*, A. Colin, p. 220, 前川貞次郎・鳴岩宗三訳『フランス文化史』一巻、二四七～二四八頁。

- (7) G. Duby, *op. cit.*, p. 520; G. Fournin, *op. cit.*, p. 206.

- (8) わが国の西洋史家の一部では、アンシャン・レジームにおける地主制を領主制に引きつけて把握しようとし、地主制それ自体を封建的とみなし、あるいはそれ自体としては封建的といえないにしても封建的土地所有の規定下におかれているとする見解がある。

前者すなわち地主制をそれ自体として封建的なものとする見解は、多分にわが国封建論争における寄生地主制Ⅱ(半)封建制の主張とのアナロジーのもとに、ブルジョワの所有地をも「地主的土地所有」Ⅱ(半)封建的土地所有であるとする。例えば遠藤輝明氏は「十六世紀以降、絶対王政の成立期に形成された『地主的土地所有』 *propriété bourgeoise* は一応旧領主の土地に対する直接的支配を排除し、事実上の私的所有権を確立しているが、しかしなお『城もいささかの土地も持っていない、ただ領主権、封建地代、粉挽場をもつだけである』という形で存続しえている封建地代収奪機構を基盤として、小作農から封建地代の新たな追加分(地主取分)を収取するような封建的土地所有であるといえる」(同氏『フランス革命といわゆる地主的土地所有について』『歴史学研究』第一九五号)といわれる。かかる見解については、当時の小作料が「封建地代収奪機構を基礎」とする「封建地代」(あるいはその追加分)であるとの規定が十分証明されておらず、また「封建的土地所有」なる概念構成にも不明確な点が多々みられるが、ここでは立ち入らない。

行論上われわれにより関心のあるのは、後者の見解、すなわち地主制をそれ自体としては領主制的Ⅱ封建的なものではないとしつつも、何らかの意味で封建的Ⅱ領主制的な規定を加えようとする立場である。ここではさしあたり柴田三千雄、遅塚忠躬両氏の見解をみよう。まず柴田氏は、労作『フランス絶対王政論』において、中世末期から絶対王政成立・確立

期を通ずる領主制の変質の結果としての新たな領主制を「近世的領主制」としてとらえ、この近世的領主制の一要素として地主制を位置づける（六五頁）。そしてかかる地主制の性格につき、「地主・小作関係がそれ自体には封建的の性格を認めることはできない」（同氏「フランス革命論の再検討」『歴史学研究』第二五三号）としつつも、他面において「小作制度がアンシャン・レジームにおいては領主制と有機的連関を必然的にもっている点は注意しなければならない」（前掲書一九八頁）といわれる。私的土地所有の事実上にもとづき私的契約関係として形成された地主制がそれ自体に封建的の領主制的性格を有しないという点でわれわれは氏と見解を同じくする。さらに領主が本領地を小作に出す現象が広範に生じた事実からも、領主制と地主制とが一定の連関をもつことは一応認めなければならないであろう。だが、氏のいわれる「有機的連関」とは一体いかなる意味をもつのであろうか。この点氏の説明は明瞭でなく、このため遅塚氏から「柴田氏の所謂近世的領主制という範疇も、結局旧来の領主制と新しい地主制とを打って一丸とした混合物であるような印象を免れることができない」（同氏、柴田前掲書への書評、『史学雑誌』七〇—三）との批判を受けたのである。実際、柴田氏にあっては、「地主・小作関係によって経済的に再生した領主層が『近世的領主制』として編成される全体像」（柴田、前掲論文）への関心から、領主制の一要素としての地主制の存在と、その具体的様相が多面的に論ぜられ、両者の「有機的連関」については必ずしも明瞭に説かれていないようである。この点、独自の見解を提起されたのが遅塚氏である。柴田氏と同様に「絶対王政段階の地主・小作関係はそれ自体封建的ではない」とする氏は、それにもかかわらず「絶対王政段階の地主制は固有の領主制支配の下に服し、かかる意味に於いて封建的土地所有の規定性の下に置かれていた」とされる。すなわち地主制と領主制の「連関のメカニズム」を、高率小作料に着目しつつ、こう説明する。「高率小作料は、私的賃貸借関係たる地主・小作関係に於いては地主の一方的強制によって実現されるのではなく、小作人相互の競争によって実現される。かかる競争が生じるのは、農民が土地から遊離する条件が与えられていないからであり、その条件が与えられていないのは社会的分業及び農民層阿極分解が未熟だからであり、それが未熟なのは簡単に言えば農民が貧しいからである（ヨリ正確に言えば剰余生産物の残る度合が少ないからである）。農民が貧しいのは何故であるか。……農民が貧しいのは、農民的商品経済が、まさに固有の領主制支配によって圧迫されているからに他ならない。以上の如き連鎖を迫るならば、高率小作料が実現されるのは、地主・小作関係が封建的だからではなく、固有の領主制的収奪によって農民的商品経済が圧迫されているからだとすることが明らかとなる。かかる意味において絶対王政段階の地主・小作関係は領主制

的支配の下に置かれていたと言えるのである」(同氏、前掲書評、同様の主張は、同氏「十七・八世紀ルアン大司教領の経済構造」東大社研『社会科学研究』十五―三、四号などにもみられる)。当時の小作料が小作人相互の競争により、したがって農民の土地から遊離する条件により規定されること、そしてこの後者が封建的な経済外強制ではなく、「社会的分業及び農民層分解」という経済的条件に規定されることは、氏のいわれる通りであろう。しかし、領主制的収奪―農民的商品経済の圧迫―社会的分業及び農民層両極分解の未熟という論理は一面的であろう。商品経済の浸透の中で領主制的収奪は、農民を没落させ、農民層の下向分解を促進する意味をもったし、没落過程にある農民が完全にプロレタリア化することなく、零細小作農として農業に滞留したのは、当時の資本主義の発展段階に規定された労働市場の質的量的未発達のためであり、後者はたんに領主制により規定されるのではないであろう。他方、領主制の存続にもかかわらず、商品経済の発達の中で、農民の上向的發展と資本・賃労働関係の一定の発展がみられたのである。だが、かりに一步譲って、領主制的収奪が農民の土地からの遊離を阻害する意味をもったとしても、領主制的収奪は小作料を引き上げる要因であり、後者が前者によって影響を受けることが説かれたにとどまるであろう。そして、このことから地主制における「領主制的支配」あるいは「封建的土地所有の規定性」をいうことは、依然として疑問であろう。なぜなら、このためには、たんに領主制と地主制の「連関のメカニズム」ではなく、両者のより基本的な関係つまり「連関」そのものの意義が問われねばならないからである。

領主制と地主制の連関の意義を明確にするうえで重要なのは、何故に、いかなる歴史的根拠から、領主制がそれ自体としては領主制的関係ではない地主制をその一要素として含みうるのかという問題であろう。遍塚氏は、柴田氏によって重視されたアンシャン・レージュムの領主制の変質をむしろ軽視し、アンシャン・レージュムの領主制を中世のそれと同質の「固有の領主制」として把握するが、われわれは、上記の問題に対して本文におけるごとく、領主制の変質の歴史の意味を明確にすることによって答えようと考える。この場合、アンシャン・レージュムの領主制の規定には、非領主制の規定が含まれなければならないが、地主制の規定においては、領主制的に封建的な性格規定は無用であろう。地主としての領主は、領主権をもたぬブルジョアと同様の資格において地主階級を構成し、領主たる地主と小作農の関係は領主権にもとづくものではない。領主がその小作人に領主権の一部を請負わせることがあっても、これは地主・小作関係とは別のものであり、前者が後者の本質を変えるものではない。領主とブルジョアの形成する地主制の性格規定にとつて、ブルジョアの

土地所有を領主制に引きつけて理解する観点ではなく、むしろ領主制をいわばブルジョアの性格を含むものとして把握する視点が重要であろう。それは、次のように述べたM・ブロックの視点でもあった。「ブルジョア——少なくとも上層ブルジョア——およびそこまで上昇しようと切望しているブルジョアたち——の全力は、領主制機構の救済に向けられた。しかし新たな人々には新たな精神がともなった。これらの商人、租税請負人、王侯への金融業者たち、注意深く抜け目なくまた大胆に動産を管理することに習熟しているかれらは、旧来の地代取得者の後継者となっても、自らの知的習慣も野心も変えない。かれらが最近獲得したばかりの財産の管理にもたらしたものの、かれらの例がたまたま世襲の富を維持することのできた一層由緒ある貴族の豪士たちに教えたものの……それは損得を計算することに慣れ、必要な場合には一時的に利益がなくとも将来の利益のために必要な出費を敢てすることのできる事業家の精神つまりはつきりいえば資本家の精神であった。これこそ領主の経営の諸方法を変革するはずの酵母であった」(M. Bloch, *op. cit.*, pp. 130-131, 邦訳一七八頁)。

(三) 地主制と農民層分解

十六、七世紀を通ずる地主制の形成によって、パリ盆地中央部の農民層は、広範に地主制のもとに包摂されていく。保有地を喪失した農民は、直ちに土地から切り離されてプロレタリア化するのではなく、零細な小作農として地主制のもとに存続する。上向的發展をとげる農民は、所有地の拡大よりも小作地の拡大によって、借地農として経営的發展を行なう傾向が強い。実際、十六、七世紀を通じて資本家的大借地農があらわれてくるのである。地主制はこうして農民層兩極分解を条件づけ、分解のリズムを律するものとなるが、それと同時にこのことを通じて農民層兩極分解に規定された構造をもつにいたるのである。以下、農民層分解の進展との関連において、地主制の形成過程と構造的特質を考察しよう。

大領主の本領地の賃貸がはじまるのは、十三、四世紀であった。しかし、この場合、賃借人は、農民であること

は稀であり、聖職者、ブルジョア、小貴族、官吏等が中心であった。また領主本領地は、耕地、草地、ぶどう園、家畜、さらに奉公人まで含めて一括して貸し付けられ、したがってその経営内容は通常賃貸によって何らの変更も受けなかったといわれる⁽¹⁾。ところが、十五世紀末ないし十六世紀初頭になると、本領地はしばしば分割して賃貸されるようになる。同時に、土地の賃貸は領主権の請負とは区別され、同一フェルミエが、土地の賃借と領主権の請負を行なっても、両者は別の機能として区別されるものとなってくる。かかる変化に着目して、G・フルカンは、この時代に *«ferme»* (定額小作) という言葉が現代と同じ意味を持ちはじめ、「近代の意味でのフェルミエ」があらわれるといっているが、かかるフェルミエとしてはいまや農民が重要な地位を占めることになる。「パリ地域において、ブルジョアたちは十分の一税や領主権を進んで請負った。しかし、本領地の耕地 (*champs domaniaux*) の経営を最も多くの場合担当したのは *«ラブルール»* であつた⁽²⁾。こうして十五世紀後半以降、パリ盆地の肥沃な平原地帯において、農民的経営を上回る規模をもつ小作経営がみられるようになるが、これは「十三世紀以来、農村家族のあるものを他のものより上位に少しずつ高めてきた巨大な運動」(*G・デュビイ*) の一つの帰結であつた。しかし、その反面、貧農や半プロレタリア農民も次第に創出されつつあつた。百年戦争期の戦乱や疫病による人口減は、パリ地域では外部からの流入で補われる傾向があつたとしても、かかる層がある程度縮小したであろう。それにもかかわらず、例えば十六世紀初頭のパリ地域において、貧農と半プロレタリア農民に相当する「腕のラブルール」(*laboueurs de bras*) とマヌヴリエとは、フランス平野で農村住民の三分の一、その他の地区では四分の一を占めていた。この比率は、十三世紀に比べると増大しているとしても、次にみる十八世紀初めに比べるとはるかに小さい。そして当時は、大抵の村に少なくとも一〇人程度の富裕な農民が存在したといわれる⁽⁴⁾。

第1表 25ha以上の経営

(スワソン徴税区：1718年、モー徴税区：1771年)

	スワソン徴税区		モー徴税区	
	実数	比率	実数	比率
25 ~ 70ha	452	51.8%	331	51.0%
70 ~ 120	261	29.9	184	28.4
120 ~ 200	125	14.3	93	14.3
200 ~	34	3.9	41	6.3
計	872	100.0	649	100.0

備考. スワソン徴税区は199村、モー徴税区は131村からなる。なお、25ha未満の経営数は、スワソン地区で787+103 x 、モー地区で25,512+14 x である(x は「多数」plusieurs または「その他」と記載され、未知である)。

出所：P. Brunet, *op. cit.*, Annexe Nos VI et VII より作成 (Bibl. Soissons, mss 258 および Arch. S.-et-M., C81 による)。

十六、七の二世紀は、農民層両極分解を著しく推進した。この二世紀間の農民層分解の帰結をまずP・ブリュネの調査した十八世紀初頭のスワソネ (Election de Soissons) においてみる⁽⁵⁾。一九九村からなるこの地区における二五ヘクタール以上の経営は第一表のごとくである。二五ヘクタール以下の経営数は、原資料において、多くの村で「多数」「その他」等の不定形で記されているため、把握できない。ところで、二五ヘクタールの境は、ほぼ貧農・半プロレタリア層をその上層から区別する意味をもつとみてよい。スワソネでは、これは経営規模として一シャリュ (chartrac) をやや下回るものである。シャリュとは、有輪の重量犁を意味するとともに、一台の犁とそれに必要な連畜をもって耕作する程度の土地面積を意味した。面積単位としての一シャリュは、地域によって大きさが異なり、フランスの多くの地域でほぼ二〇ヘクタール程度であるが、スワソネでは三〇〜四〇ヘクタールであった。⁽⁶⁾したがって、二五ヘクタール未満層は、当時の標準的労働手段たる重量犁を有効に利用しえない、あるいはこれを所有しない小ラブルールやマヌヴリエであり、貧農・半プロレタリア層

を代表する。他方、二五ヘクタール以上では、まず二五〜七〇ヘクタール層は、一ないし二シャリュの経営規模であるが、これはせいぜい数人の家族労働力を中心に経営を行なう独立自営農民を代表する⁽⁷⁾。そして七〇ヘクタール以上層が、雇用労働力に大きく依存する資本家的経営ということになる。なかでも一二〇ヘクタール以上の経営となると、後述のごとく、少なくとも一〇人程度の常雇をもつ明白に資本家的性格のものとみられるわけである⁽⁸⁾。

さて第一表にもどうろう。スワソネの一九九村に七〇ヘクタール以上の経営が四二〇、したがって一村あたりほぼ二つの大経営が存在する。二五〜七〇ヘクタールの経営も全体で四五二、一村あたり同じく二経営となる。さらに、正確な数は不明だが、これらの階層の下位に、各村には数十人におよぶ小ラプルールとマヌヴリエが存在したのである。こうして十八世紀初頭のスワソネの農村では、各村に二つほど存在する資本家的大経営を頂点とするピラミッド型の経営構造が形成されていた。かかる構造における各階層の地位を耕地全体の各階層への配分からみれば、第二表のごとくである。パリ盆地中央部では、穀物生産に適した平原地帯の村ほど大経営の地位が高く、谷間や丘陵地帯ほど逆に中小経営の地位が高いという一般的傾向がみられるが、スワソネでは、約六割（五七・四％）の村において、七〇ヘクタール以上の大経営が耕地の半分以上（五〇％から一〇〇％近くまで）を支配している。そして、貧農・半プロレタリア層を代表する二五ヘクタール未満層が耕地において占める比率が二〇％以下でしかない村は、スワソネの三分の二の村におよび、この層の耕地比率三〇％以下の村は、五分の四にも達する。十八世紀初頭のスワソネの平原地帯においては、七〇ヘクタール以上層による資本主義的生産が耕地したがって農業生産の過半を制するほどの優勢を確立していたとみられるのである。以上のような資本家的大経営の支配的地位の確立は、スワソネに限られたことではなく、パリ盆地中央部の平原地帯についてほぼ共通した事実であった。第三表に示したモー

第2表 スワソン徴税区における各階層の全耕地面積に対する比率別にみた
村の分類 (1718年)

各階層が各村の 全耕地面積 において占め る比率	25 ha 未 満		25 ~ 70		70 ha 以 上	
	村 の 数	比 率	村 の 数	比 率	村 の 数	比 率
		%		%		%
0 ~ 10%	72	36.2	63	31.7	32	16.1
11 ~ 20	59	29.6	32	16.1	3	1.5
21 ~ 30	28	14.1	25	12.6	6	3.0
31 ~ 40	19	9.5	30	15.1	20	10.1
41 ~ 50	8	4.0	18	9.0	24	12.1
51 ~ 60	3	1.5	9	4.5	24	12.1
61 ~ 70	2	1.0	9	4.5	21	10.6
71 ~ 80	3	1.5	6	3.0	29	14.6
81 ~ 90	1	0.5	5	2.5	27	13.6
91 ~ 100	4	2.0	2	1.0	13	6.5
総 計	199	100.0	199	100.0	199	100.0

出所：P. Brunet, *op. cit.*, Annexe N° VI bis より作成。
(Bibl. Soissons, mss 258 による)

第3表 モー徴税区における各階層の全耕地面積に対する比率別にみた
村の分類 (1771年)

各階層が各村の 全耕地面積にお いて占める比率	25 ha 未 満		25 ~ 70		70 ha 以 上	
	村 の 数	比 率	村 の 数	比 率	村 の 数	比 率
		%		%		%
0 ~ 10%	42	32.1	53	40.5	13	9.9
11 ~ 20	46	35.1	26	19.8	2	1.5
21 ~ 30	14	10.7	19	14.5	9	6.9
31 ~ 40	14	10.7	16	12.2	7	5.3
41 ~ 50	8	6.1	5	3.8	14	10.7
51 ~ 60	2	1.5	6	4.6	15	11.5
61 ~ 70	1	0.8	2	1.5	17	13.0
71 ~ 80	1	0.8	3	2.3	17	13.0
81 ~ 90	1	0.8	1	0.8	26	19.8
91 ~ 100	2	1.5	0	0.0	11	8.4
総 計	131	100.0	131	100.0	131	100.0

出所：P. Brunet, *op. cit.*, Annexe N° VII bis より作成。
(Arch. S.-et-M., C81 による)

第4表 Cutry, Pernant 両村（スワソネ）における土地所有の規模別構成（1789年）

		査 定 土 地 収 入 (cotes de revenu)		
		50リヴァル 未 満	50~200	200リヴァル 以 上
Cutry 村	所 有 件 数	40	9	8
	村の総面積に対する比率	9%	11%	80%
Pernant 村	所 有 件 数	116	35	8
	村の総面積に対する比率	18%	24%	58%

出所：G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 26-27.

地区は、東部の丘陵地帯には畜産の比重が相対的に高い中小経営が多いが、西部の穀物地帯では、スワソネと同様の現象がみられた。後述のごとく、十八世紀を通じて、大経営の地位は一層向上することもあって、一七七一年の状況を示す同表は、十八世紀初頭のスワソネの場合以上に大経営の地位が高くなっている。

さて、十八世紀初頭に以上のように著しいピラミッド型の構造をもつまでに分解した農民層は、先述のごとくパリ盆地中央部における農民保有地の比率が著しく低下し、大部分の土地が領主やブルジョアのもとに集中されていた事実からも明らかのように、地主制のもとにおかれていた。農民層が広範に地主制のもとに包摂されることは、パリ盆地中央部に一般的な現象であるが、それでも平原地帯と河川の沿岸地帯（および丘陵地帯）とは若干の差異がみられた。

この点について、時代がやや下って十八世紀後半のスワソネの事例を、ポステル・ヴィネの研究によりつつみると、次のごとくである。第四表は、平原地帯に位置する Cutry 村およびエーヌ河の谷間と平原地帯とにまたがる形で位置する Pernant 村における土地所有の規模別構成を示している。Cutry 村では、八件の大土地所有が村の耕地の八〇%、中規模の九件の土地所有が一一%、そして四〇件の小土地所有が九%を占める。いま土地所有者の性格をみると、大

土地所有八件は、貴族所有地二件、教会二件、ブルジョア四件からなり、中規模の土地所有九件は、ブルジョア八件、教会一件である。村の耕地の九一%を占める大中規模の土地所有はすべて農民以外の者の所有地であった。四〇件の小土地所有も、すべてが農民所有地ではなく、またそうである場合も必ずしも当該農民によって自作されてはいないといわれる。ともかく、この村では、農民所有地は九%以下であり、自作地の比率は数%にすぎないであろう。このような小作地の圧倒的支配は、平原地帯の一般的傾向であった。⁽¹⁰⁾次に Permant 村の場合をみると、ここでは農民的土地所有の比重が、平原地帯の場合に比べ相対的に高い。まず土地所有者の性格をみれば、村の耕地の五八%を占める八件の大土地所有のうち、五件は領主と教会の所有地であり、この村で極端に大きい二五〇ヘクタールの領主本領地を含むこの五件が、このグループの土地面積の六分の五を占めている。残る三件のうち二件が中規模農民の所有地である。谷間に位置するこの村では農民所有地の比重が比較的高く、次の中規模土地所有三五件においては過半に達している（うち自作が一六件）。そして、ブルジョアの所有地は、中規模クラスのうち約一〇件（大規模クラスでは一件）であり、この村ではブルジョアの土地集中運動は平原地帯にくらべ遅れているわけである。小土地所有一一六件では、自作農民が七〇%を占めるのに対し、ブルジョアが二〇件を占める。だが、農民的所有地が比較的残存しているこの村でも、小作地の比率は、かなり高く、自作地は三〇%程度である（ $8\% \times 0.7$ （小土地所有） $+ 24\% \times \frac{16}{35}$ （中規模土地所有） $+ 58\% \times \frac{1}{6} \times \frac{2}{3}$ （大土地所有） $= 30\%$ ）。以上は十八世紀後半の事例であるが、先述のごとく、十七世紀末の農民所有地の比率がパリ盆地中央部の平原地帯では大革命前夜と同じ程度まで低下していたことから、十七世紀末ないし十八世紀初頭までに、小作地はとくに平原地帯において支配的な地位を占めるにいたつていたと推察される。

十六、七世紀を通じて、領主本領地の直接経営の放棄と農民保有地の犠牲のうえに形成された地主制は、ますます広範な農民層を包摂するとともに、農民層分解のリズムを律するものとなる。農民層の上向的發展にとって小作地の拡大が重要な役割をもつとともに、プロレタリア化の過程を歩む農民は、直ちに完全なプロレタリアに転化することなく、零細な小作農として、地主制のもとにひとまず包摂され、小生産者としての属性を保ちつつ、したがってその意味でプロレタリア化を完了することなく、賃労働者化する傾向をもつからである。この点を、事実上の私的土地所有としての地主的土地所有の具体的形態との関連において、さらに立ち入って考察しよう。

当時、領主やブルジョアからなる地主の土地所有は、その規模において大小様々であった。それは農民的土地所有とほとんど変わらない規模から数百ヘクタールにおよんでいた。こうした多様性をもちつつも、数十ヘクタールから二、三百ヘクタールにいたる大土地所有が、平原地帯を中心に、きわめて重要な地位を占めていた。ところで、かかる大土地所有は、中世以来の領主本領地であれ、農民所有地の緩慢な集中の成果であれ、耕地混在制のもとに、多かれ少なかれ耕地の分散性を免れていなかった。第二図は、ブリ地方中部の *Rampillon* 村の二つの大土地所有の状況をしめすものであるが、一方の場合は七二ヘクタールの土地が一八四の地片に分散し、他方の場合は一六二ヘクタールが一八七の地片に分散している。そして、耕地は農民所有地と同様に畦で区切られていた。しかし、土地所有者による所有地の交換などによる統合への努力も行なわれていた。ブリ地方西部の *Limoges-Fourches* 村における大土地所有の状況を示す第三図は、十八世紀中葉におけるかかる統合化の努力の進展を物語っている。この村では長方帯状の地片の若干の残存を示しつつも、二〇ヘクタール程度に達する不規則な大型耕地があらわれている。かかる大型耕地は、十七、八世紀のパリ盆地中央部では、もはや例外として無視しえない存在になっており、

第2図 大土地所有の地片分散——Rampillon 村 (S.-et-M.) (1786年)



備考. 1: Martin de Bonval (Provins のタイユ徴税人) 所有の貸付地 (72ha が 184 の地片に分散).

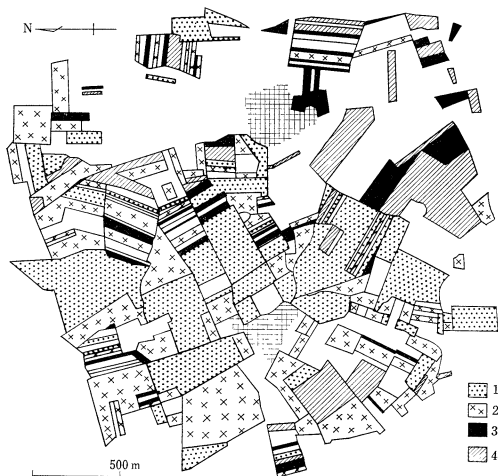
2: Monchal 侯爵所有の貸付地 (62ha が 187 の地片に分散).

出所: P. Brunet, *op. cit.*, p. 301 (Cl. Gauthier の研究〔未出版〕, Arch. S.-e-M., H. 719 による).

P・ブリュネは、後者の村の場合をむしろ平均的な事例とみなしている⁽¹¹⁾。だが、かかる場合でも、大型耕地と並んで多くの零細な地片が存在し、また一所有者の土地は他の所有者の土地と混在し、一まとまりの団地を形成するにはほど遠いものがある。大土地所有がこのように耕地の分散性を多かれ少なかれ免れないことは、大所有地が必ずしも常に一括して借地され、大経営を形成するとは限らないことを意味する。このことが、多数の中小地主の存在とあいまって、小地片の小作による貧農・半プロレタリア農民の存続を可能にする一つの条件をなしたといえよう。

しかし他面において、上向的發展

第3図 大土地所有の地片統合——Limoges-Fourches 村 (S.-et-M.) (1761年)



備考. 1: 領主 Francois Fontaine de Cramayel の所有地.

2: Nicolas Colleau (国王顧問官, Châtelet de Melun の刑事代官) の所有地 (134ha).

3: Alexandre de Pommereu の所有地 (86ha).

4: Etienne Cretté (技師) の所有地 (83ha).

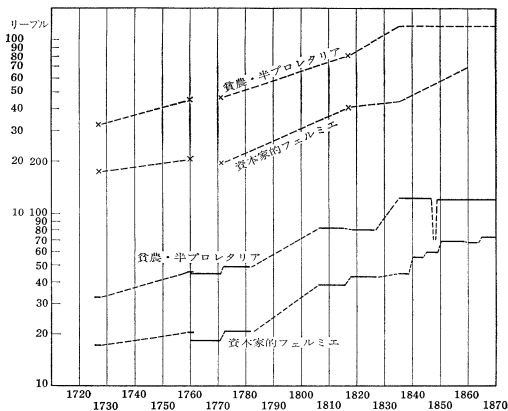
出所. P. Brunet, *op. cit.*, p. 419 (Arch. S.-et-M., E. 515 et 520 による).

をとげる農民は、大所有地の小作によって、経営の拡大を実現していく。先の第一表に示した一七七八年のスワソネの大経営は僅かの自作地をもつ場合もあるが、主として小作地によって存立する借地農であった。いま一〇〇〇二〇〇ヘクタールの二〇五経営をとると、その六四％にあたる一三一経営は単一の地主の小作人であり、残る七四経営が複数の地主から借地している。

だが、二〇〇ヘクタール以上の経営になると、経営総数三四のうち、二五経営つまり七割が複数の地主から借地しており、残る九経営が単一地主の小作人であった。当時の資本家的経営の標準的規模ともいえる一〇〇〜二〇〇ヘクタールの経営は、スワソネでは多くの場合、単一の大土地所有者に依存しつつ形成されえたのに対して、二〇〇ヘクタールないしこれ以上の規模となると、複数の大土地所有者に依存しなければならなかった。耕地の分散性を免れていないとはいえ、大土地所有は、一括して小作に出される場合、大借地農の大経営の成立を容易にする意味をもったわけである。大借地農が複数の地主の小作地を結合しつつ大経営を実現する動きは、十八世紀初頭のスワソネですでにみられるとはいえ、いまだ大きな限界があった。だが十八世紀を通じて、後述のごとく大借地農は、小作地の統合と集中により、一層の経営拡大を実現していくわけである。

十六、七世紀を通じて形成された地主制はかくして、農民層の両極分解の進展に規定されて二元的構造をもった。一方において、大所有地を中心に、資本家的大借地農との間に小作関係を展開するとともに、他方において、広範な中小農民を小作農として包摂した。所有地を喪失し、プロレタリア化の過程にある多くの貧農や半プロレタリア農民は、地主制のもとに零細小作農として堆積する。こうした地主制の二元的構造は、小作料の運動にも反映される。M・ヴァールは、パリの南方に位置する地域について、十七世紀後半および十八世紀初頭の小作料の動向を分析しつつ、大所有地の小作料が大フェルミエの経営難の中で停滞するのに対して、小地片の小作料が一貫して上昇する事実を明らかにしている。そして、かれはその理由を「小地片は常に小作人を見出しうる」こと、つまり零細小作人相互の競争の強さに求めている。⁽¹²⁾ 広範な貧農、半プロレタリア層の堆積とその競争に規定された小地片の小作料が高水準に達するのに対して、大フェルミエの借地する大所有地の小作料は低水準にあった。大地主は、大所有地

第4図 小作料の動向



の借地人として、定額小作料をより確実に支払
 いうる富裕な借地農を好んだといわれ、小作料
 の格差にもかかわらず、大所有地を小地片に分
 割してしまうことはなく、むしろ一括して貸し
 付ける傾向が強かった。こうして小地片の小作
 料と大フェルミエの借地する大所有地の小作料
 とは、十八世紀初頭にすでに大きな格差をもち、
 十八世紀を通じて独自の運動を示すのである。
 この点は、スワソネについて、公証人記録にも
 とづくポステル・ヴィネの研究があるので、概
 観しておこう。第五表およびこれをグラフにし
 た第四図によれば、二〇年代には一・九倍であ
 った両小作料の格差は、以後七〇年代頃まで拡
 大し、二・五倍となる。大フェルミエの小作料
 が緩慢な運動をし、わずかな上昇しか示さない
 のに対して、貧農・半プロレタリア層のそれは
 より急速に上昇した。なお、七〇年代以降にな

第5表 18, 19世紀の農民階層別小作料の動向 (スワソネ)

(単位: ha あたりリーヴル [フラン])

	資本家的フェルミエ	中規模農民	貧農, 半プロ レタリア農民
1726~1728 ¹⁾	17.2		32.4
1759~1761 ²⁾	20.3		45.7
1760~1762	13.6	22.0	45.9
1763~1765	19.8	27.9	49.2
1766~1768	20.8	27.4	48.0
1769~1771	17.4	25.2	36.4
1760~1771	18.2	25.8	44.7
1772~1774	20.2	25.2	37.0
1777~78~82	21.2	25.8	56.5
1772~1782	20.8	25.6	49.0
1806~1810	40.2	50.2	92.0
1812~1816	36.5	45.2	66.4
1806~1816	38.2	48.0	81.5
1818~1822	42.6	49.6	55.1
1825~1827	42.3	55.7	106.2
1818~1827	42.5	53.0	79.3
1835~1839	44.0	51.9	} 121.0 ³⁾
1840~1844	55.0	55.0	
1845~1849	59.0		
1850~1854	68.0		} 120.0
1855~1859	68.0		
1860~1864	67.0		
1865~1869	72.0		

備考 1. 公証人 Rigaux の記録 (Arch. Dept. Aisne) による。ただし, 1) は公証人 Boullie (Arch. Dept. Aisne), 2) は公証人 Laurendeau (個人所蔵) の記録による。

2. 3) の時期は, Rigaux の記録に事例が相対的に少なくなるので, 長期間にわたる平均をとったが, 1848 年 (小作料は一時的に急減する) は除外してある。

出所: G. Postel-Vinay, *op. cit.*, Annexe III.

ると、貧農・半プロレタリア層の小作料は引き続き上昇するが、大フェルミエの小作料もそれに劣らぬテンポで上昇する。十八世紀末と十九世紀初頭は資料に欠けているが、対数グラフによる同図において、一八一〇年代と直線で結ぶならば、この間格差が僅かながら縮小する傾向にあったといえよう。大フェルミエの小作料の七〇年代以降の上昇は、後述のごときこれに先立つ農産物価格の上昇が一定のタイム・ラグをもって影響したともみられるが、それと同時に十八世紀が進むとともに後述のごとく大フェルミエによる小地片の小作地の集中が盛んになることも一因となったであろう。いずれにしろ、大所有地の小作料が、ますます堆積する零細小作農の圧力に直接規制されることなく、小地片のそれに対し一定の格差をもちつつ七〇年代まで長期的に安定していたことは注目しておかなければならないであろう。

さて、パリ盆地中央部において、十六、七世紀を通じて形成された地主制は、広範な農民層をそのものに包摂しつつも、逆に農民層の両極分解の著しい進展に規定されて、上述のごとき二元的構造をもたざるをえなかった。十八世紀には、かかる地主制のもとに、農民層分解は一層の進展をみることになる。ここでは、農民層内部における小作地の取得をめぐる競争は、中農層を分解せしめ、大フェルミエの地位をさらに一段と高めていく。他方において、ますます堆積する貧農・半プロレタリア層は、小地片の小作料を一層上昇せしめつつ、かかる地主的収奪の中で小生産者としての労働力の再生産がますます困難となり、労働力の商品化を強制されていく。大フェルミエは、小作料の相対的安定と経済的好況の中で、その資本家的経営の一層の発展をみることになる。地主制の二元的構造のもとにすすむかかる十八世紀の過程は、農業における資本主義的生産関係の拡大過程に他ならないのであって、次にこの点を引き続きパリ盆地中央部についてみていくことにしよう。（未完）

拵(1) G. Duby, *op. cit.*, pp. 519-526.

(2) G. Fourquin, *op. cit.*, p. 476.

(3) G. Duby, *op. cit.*, p. 591.

(4) G. Fourquin, *op. cit.*, p. 527.

(5) 周知の通り、アンシャン・レジーム期の農業経営に関する資料はきわめて少ない。ここで(第一・三表)利用されているのは、王権により課せられるタインヌ税の基礎台帳(*rôle détaillé*)であるが、通常残存している課税台帳(*rôle d'imposition*)は課税額のみを記載し、経営規模を把握しえない。これに対し基礎台帳は、一種の土地税(*impôt foncier*)であり、小作地の場合には小作人により負担されるタインヌ税の負担者の経営面積および土地所有構成を明らかにする。スワン・徴税区(*Election de Soissons*)の十七十八年、モー徴税区(*Election de Meaux*)の十七十一年のタインヌ税基礎台帳がたまたま残存していることにより、両地域の農業経営構造を把握しうるわけである(P. Brunet, *op. cit.*, pp. 277-280)。

(6) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, p. 30. ちなみに、C・ブリュネは、十八世紀のフランス平野のLe Plessis-Gassot村において、「馬二頭の連畜を使用するためには少なくとも五〇アルバンが必要である」という。そうだとすれば一アルバン＝四二ポールとして、二一ヘクタールが重量型一台に必要な最低経営面積ということになる(Claude Brunet, *Une communauté rurale au XVIII^e siècle: le Plessis-Gassot*, 1964, pp. 36-37)。

(7) C・ブリュネによれば、フランス平野のLe Plessis-Gassot村およびその周辺の諸教区において、十八世紀に、家族の世襲地を相続者たちが直ちに分割せず、共同経営するのが「通常の現象」であった(*Ibid.*, p. 40)。そうだとすれば、かかる場合、家族労働力は多くなり、ニシャリュの規模も家族労働力で経営可能となることもある。

(8) スワンネには、二〇〇ヘクタール以上の経営が三四あるが、その大部分は、二五〇ないし二六〇ヘクタールをほとんど上回らない程度のものであった。三〇〇ヘクタール以上が五件あるが、そのうち三八八ヘクタールと四一〇ヘクタールの二つは、一種の総借地(*ferme générale*)で、それぞれ二人の経営者による共同小作であり、他の三経営(三二〇ヘクタール、三八五ヘクタール、五〇〇ヘクタール)も同様の性格のもので、事実上複数の経営に分割されていた。したがってスワンネの資本家的大経営は、二百数十ヘクタールの規模が限度であり、ほぼ一〇〇〜二〇〇ヘクタールがいわば標準的

規模であったといえよう(P. Brunet, *op. cit.*, pp. 280, 282, 284)。

- (9) G. Postel-Vinay, *op. cit.*, pp. 25-28. Cutry, Pernant 両村の資料は、一七八九年のそれぞれ司祭館および教会の改修費用の分担のため作成された台帳である。査定土地収入(cotes de revenu)がほぼ土地面積に比例することから、土地所有状況を推定しうるわけである。査定土地収入は、小作地では小作料から導き出されるが(自作地では類似の土地条件を考慮して評価される)、小作料は概して大フェルミエの借地する大所有地で低く、中小農民の借地する小所有地で高い。しかし、査定土地収入から土地面積を推定しようとするとき、平均査定土地収入(査定土地収入総額を村の総耕地面積で除したもの)を利用せざるをえず、このため大土地所有を過小評価し、小土地所有を過大評価する歪みが生ぜざるをえない(*Ibid.*, p. 26, note (1))。

- (10) スワソネの平原地帯に位置する Ambrief, Branges, Saconin の三村でも、一七六八年または六九年のタイユ税台帳にもとづくボステル・ヴィネの研究によれば、Cutry 村と同様の状況がみられた。Ambrief 村では、小作地が完全に支配的であり、大フェルミエと中規模農民はすべて小作人である。貧農やマヌヴリエにおいても、二ヘクタールを経営するただ一人が、その半分を所有するにすぎない状態であった。Branges 村でも、小作地が完全に支配的であった。大フェルミエは完全な小作人であり、貧農、マヌヴリエ、職人のグループは、半ヘクタールの土地と六軒の家屋(小菜園付き)を所有するにすぎなかった。Saconin 村は、小作地の比重が上記二村よりやや低下するが、それでも自作地の比率は、四六〇ヘクタールのうち二三ヘクタール、すなわち五・六%にすぎなかった(*Ibid.*, pp. 25-26)。

- (11) P. Brunet, *op. cit.*, p. 418.

- (12) M. Venard, *op. cit.*, pp. 103 et 106.

- (13) 同表の中規模農民の数値には問題がある。Rigeaux の記録を整理する場合、『*laboureurs*』(貧農にあたる『*petits laboureurs*』を除いたもの)から大フェルミエとみなされるものを除去する方法がとられたが、この除去が完全ではなく、大フェルミエが残存している可能性があるからである(G. Postel-Vinay, *op. cit.*, Annexe, p. Ⅲ)。